



埼玉県報

号外第 21 号
平成 28 年(2016 年)
6 月 6 日
月曜日

目次

告示

- 埼玉県議会議員補欠選挙(西第 6 区 富士見市)における立候補予定者説明会の日時及び場所(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員補欠選挙(西第 6 区 富士見市)における選挙時登録の登録基準日等(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員補欠選挙(西第 6 区 富士見市)におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日(選挙管理委員会)

告 示

埼玉県選管告示第三十三号

平成二十八年七月十日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第六区 富士見市）における立候補予定者説明会を次のとおり開催する。

平成二十八年六月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成二十八年六月十五日 午後一時三十分

二 場所 富士見市役所二階第一会議室

告 示

埼玉県選管告示第三十四号

平成二十八年七月十日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第六区 富士見市）において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項の規定に基づき行う選挙人名簿登録の登録基準日、登録日及び縦覧期間は、次のとおりである。

平成二十八年六月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 登録基準日 平成二十八年六月三十日

（ただし、年齢については平成二十八年七月十日）

二 登録日 平成二十八年六月三十日

三 縦覧期間 平成二十八年七月一日

告 示

埼玉県選管告示第三十五号

平成二十八年七月十日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第六区 富士見市）において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、七月一日とする。

平成二十八年六月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治